

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 特定商取引に関する法律施行規則 (昭和五十一年通商産業省令第八十九号) . . . . . 1

○ 特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令 新旧対照条文  
 特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p>第一節 定義（第一条―第二条）</p> <p>第二節 訪問販売（第三条―第七条の二）</p> <p>第三節 通信販売（第八条―第十六条）</p> <p>第四節 電話勧誘販売（第十七条―第二十三条の二）</p> <p>第二章 連鎖販売取引（第二十四条―第三十一条の二）</p> <p>第三章 特定継続的役務提供（第三十二条―第三十九条の二）</p> <p>第四章 業務提供誘引販売取引（第三十九条の三―第四十六条の二）</p> <p>第五章 訪問購入（第四十七条―第五十六条）</p> <p>第六章 雑則（第五十七条）</p> <p>附則</p> <p>（営業所等）</p> <p>第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号の主務省令で定める場所は、第一号から第四号まで及び第六号に掲げるものとし、法第五十八条の四において定める場所は第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げるものとする。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 第一号から第三号までに掲げるもののほか、一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購</p>	<p>目次</p> <p>第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p>第一節 定義（第一条―第二条）</p> <p>第二節 訪問販売（第三条―第七条の二）</p> <p>第三節 通信販売（第八条―第十六条）</p> <p>第四節 電話勧誘販売（第十七条―第二十三条の二）</p> <p>第二章 連鎖販売取引（第二十四条―第三十一条の二）</p> <p>第三章 特定継続的役務提供（第三十二条―第三十九条の二）</p> <p>第四章 業務提供誘引販売取引（第三十九条の三―第四十六条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 雑則（第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>（営業所等）</p> <p>第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>（新設）</p>

入する場所であつて、店舗に類するもの

六 (略)

(郵便等)

第二条 法第二条第二項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一 四 (略)

(訪問販売における書面の交付等)

第三条 法第四条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 九 (略)

第四条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 九 (略)

(訪問販売における重要事項)

第六条の二 法第六条第一項第一号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 五 (略)

(顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為)

第六条の三 法第七条第三号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

(訪問販売における禁止行為)

五 (略)

(郵便等)

第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一 四 (略)

(訪問販売における書面の交付等)

第三条 法第四条第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 九 (略)

第四条 法第五条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 九 (略)

(訪問販売における重要事項)

第六条の二 法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 五 (略)

(顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為)

第六条の三 法第七条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

(訪問販売における禁止行為)

第七条 法第七条第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〇七 (略)

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

第十条 (略)

1 (略)

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号から第五号までに定める事項(第八条第一項第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項及び法第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は指定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項を除く。)の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条第三号に掲げる事項及び商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限

第七条 法第七条第四号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〇七 (略)

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

第十条 (略)

1 (略)

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号から第五号までに定める事項(第八条第一項第三号、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項及び法第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は指定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項を除く。)の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条第三号に掲げる事項及び法第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場

りでない。

3・4 (略)

(誇大広告等の禁止)

第十一条 法第十二条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の種類、内容若しくは効果
- 二 四 (略)

(契約の内容等の通知の方法等)

第十一条の三 法第十二条の三第一項第二号の主務省令で定める方法は電磁的方法とする。

2 (略)

(法第十二条の三第一項第三号の主務省令で定める場合)

第十一条の四 法第十二条の三第一項第三号の主務省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

- 一 二 (略)

(記録の保存)

第十一条の五 法第十二条の三第三項の主務省令で定めるものは次に掲げるものとする。

合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は指定権利の引取り若しくは返還に要する費用の負担に係る事項及び商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

3・4 (略)

(誇大広告等の禁止)

第十一条 法第十二条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の種類、効果
- 二 四 (略)

(契約の内容等の通知の方法等)

第十一条の三 法第十二条の三第一項第二号の経済産業省令で定める方法は電磁的方法とする。

2 (略)

(法第十二条の三第一項第三号の経済産業省令で定める場合)

第十一条の四 法第十二条の三第一項第三号の経済産業省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

- 一 二 (略)

(記録の保存)

第十一条の五 法第十二条の三第三項の経済産業省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一・二 (略)  
2 (略)

(連絡方法の表示)

第十一条の六 法第十二条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該通信販売電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一・二 (略)

(法第十二条の四第一項第二号の主務省令で定める場合)

第十一条の七 法第十二条の四第一項第二号の主務省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一・二 (略)

(通信販売における承諾等の通知)

第十二条 法第十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・六 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十四条 法第十三条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第十五条 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第百九十五号。以下「令」という。) 第四条第一項の規定によ

一・二 (略)  
2 (略)

(連絡方法の表示)

第十一条の六 法第十二条の三第四項の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該通信販売電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一・二 (略)

(法第十二条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合)

第十一条の七 法第十二条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一・二 (略)

(通信販売における承諾等の通知)

第十二条 法第十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・六 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十四条 法第十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第十五条 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第百九十五号。以下「令」という。) 第七条第一項の規定によ

り示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(通信販売における禁止行為)

第十六条 法第十四条第一項第二号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

2 法第十四条第一項第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

3・4 (略)

(申込みの撤回等についての特約を表示する方法)

第十六条の二 法第十五条の二第一項ただし書の主務省令で定める方法は、顧客の電子計算機の映像面に表示される顧客が商品又は指定権利の売買契約の申込みとなる電子計算機の操作を行うための表示において、顧客にとつて見やすい箇所に明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとつて容易に認識することができるよう表示する方法とする。

(電話勧誘販売における書面の交付等)

第十七条 法第十八条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・九 (略)

第十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次の

とおりとする。

一・九 (略)

り示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(通信販売における禁止行為)

第十六条 法第十四条第一項第二号の経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

2 法第十四条第一項第三号の経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

3・4 (略)

(申込みの撤回等についての特約を表示する方法)

第十六条の二 法第十五条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める方法は、顧客の電子計算機の映像面に表示される顧客が商品又は指定権利の売買契約の申込みとなる電子計算機の操作を行うための表示において、顧客にとつて見やすい箇所に明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとつて容易に認識することができるよう表示する方法とする。

(電話勧誘販売における書面の交付等)

第十七条 法第十八条第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・九 (略)

第十八条 法第十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、次

のとおりとする。

一・九 (略)

(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第二十一条 法第二十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

(電話勧誘販売における重要事項)

第二十二条の二 法第二十一条第一号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 (略)

(電話勧誘販売における禁止行為)

第二十三条 法第二十三条第三号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 (略)

(契約の締結後直ちに履行された場合)

第二十三条の三 法第二十六条第二項の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

(特定利益)

第二十四条 法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のいずれかとする。

一～三 (略)

(連鎖販売取引における重要事項)

第二十四条の二 法第三十四条第一項第一号の主務省令で定める

(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第二十一条 法第二十条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

(電話勧誘販売における重要事項)

第二十二条の二 法第二十一条第一号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 (略)

(電話勧誘販売における禁止行為)

第二十三条 法第二十三条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～五 (略)

(契約の締結後直ちに履行された場合)

第二十三条の三 法第二十六条第二項の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

(特定利益)

第二十四条 法第三十三条第一項の経済産業省令で定める要件は、次のいずれかとする。

一～三 (略)

(連鎖販売取引における重要事項)

第二十四条の二 法第三十四条第一項第一号の経済産業省令で定

事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 四 (略)

(法第三十四条第四項の主務省令で定める場所)

第二十四条の三 法第三十四条第四項の主務省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

一 五 (略)

(連鎖販売取引についての広告)

第二十五条 法第三十五条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(連鎖販売取引についての広告)

第二十五条 法第三十五条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(誇大広告等の禁止)

第二十七条 法第三十六条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の種類、内容若しくは効果
- 二 六 (略)

(法第三十六条の三第一項第二号の主務省令で定める場合)

める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 四 (略)

(法第三十四条第四項の経済産業省令で定める場所)

第二十四条の三 法第三十四条第四項の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

一 五 (略)

(連鎖販売取引についての広告)

第二十五条 法第三十五条第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(連鎖販売取引についての広告)

第二十五条 法第三十五条第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(誇大広告等の禁止)

第二十七条 法第三十六条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の種類、効果
- 二 六 (略)

(法第三十六条の三第一項第二号の経済産業省令で定める場合)

第二十七条の二 法第三十六条の三第一項第二号の主務省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

一・二 (略)

(記録の保存)

第二十七条の三 法第三十六条の三第三項の主務省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(連絡方法の表示)

第二十七条の四 法第三十六条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該連鎖販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一・二 (略)

(第三十六条の四第一項第二号の主務省令で定める場合)

第二十七条の五 法第三十六条の四第一項第二号の主務省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一・二 (略)

第二十八条 (略)

一・二 (略)

九 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役

第二十七条の二 法第三十六条の三第一項第二号の経済産業省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

一・二 (略)

(記録の保存)

第二十七条の三 法第三十六条の三第三項の経済産業省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(連絡方法の表示)

第二十七条の四 法第三十六条の三第四項の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該連鎖販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一・二 (略)

(第三十六条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合)

第二十七条の五 法第三十六条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一・二 (略)

第二十八条 (略)

一・二 (略)

九 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役

務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）

）若しくは同法第三十五条の三の十九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

十（略）

2・3（略）

第二十九条 法第三十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六（略）

七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法第三十五条の三の十九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をも

務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）

）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役員提供又は同法第三十条の四事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

十（略）

2・3（略）

第二十九条 法第三十七条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六（略）

七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供

つて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

八 (略)

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 一十一 (略)

第三十二条 (略)

一 (略)

イ 一チ (略)

リ 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。)若しくは同法第三十五条の三の十九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

二 (略)  
ヌ・ル (略)

を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

八 (略)

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 一十一 (略)

第三十二条 (略)

一 (略)

イ 一チ (略)

リ 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができること。

二 (略)  
ヌ・ル (略)

イ〜チ (略)

リ 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売の方法により権利の販売を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)  
又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。)  
若しくは同法第三十五条の三の十の九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもつて、特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に對抗することができること。

又 (略)

2・3 (略)

第三十三条 法第四十二条第二項第一号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

2 法第四十二条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)  
又は同法第

イ〜チ (略)

リ 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売の方法により権利の販売を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)  
又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。)  
の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもつて、特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に對抗することができること。

又 (略)

2・3 (略)

第三十三条 法第四十二条第二項第一号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

2 法第四十二条第二項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)  
又は同法第三十

三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法第三十五条の三の十九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に對抗することができること。

六〇八（略）

第三十五条 法第四十二条第三項第一号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四（略）

2 法第四十二条第三項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売の方法により権利の販売を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法第三十五条の三の十九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもって、特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に對抗することができること。

条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもって、役員提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に對抗することができること。

六〇八（略）

第三十五条 法第四十二条第三項第一号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四（略）

2 法第四十二条第三項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売の方法により権利の販売を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもって、特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に對抗することができること。

六・七 (略)

(誇大広告等の禁止)

第三十七条 法第四十三条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜八 (略)

(特定継続的役務提供における重要事項)

第三十七条の二 法第四十四条第一項第二号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(特定継続的役務提供における禁止行為)

第三十九条 法第四十六条第三号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〜六 (略)

(業務提供誘引販売取引における重要事項)

第三十九条の三 法第五十二条第一項第一号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(法第五十二条第三項の主務省令で定める場所)

第三十九条の四 法第五十二条第三項の主務省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(業務提供誘引販売取引についての広告)

六・七 (略)

(誇大広告等の禁止)

第三十七条 法第四十三条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜八 (略)

(特定継続的役務提供における重要事項)

第三十七条の二 法第四十四条第一項第二号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(特定継続的役務提供における禁止行為)

第三十九条 法第四十六条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〜六 (略)

(業務提供誘引販売取引における重要事項)

第三十九条の三 法第五十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(法第五十二条第三項の経済産業省令で定める場所)

第三十九条の四 法第五十二条第三項の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(業務提供誘引販売取引についての広告)

第四十条 法第五十三条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

第四十一条 法第五十三条の規定により業務提供誘引販売取引について広告をするときは、同条第二号の事項については商品（法第五十一条第一項の商品をいう。次条を除き、以下この章において同じ。）の購入金額若しくは役務の対価の支払の金額又は取引料の金額（商品の購入又は役務の対価の支払と取引料の提供とが併せて行われる場合にあつては、その商品の購入金額又はその役務の対価の支払の金額と取引料の金額との合計額）を明示しなければならない。

2 法第五十三条の規定により業務提供誘引販売取引について広告をするときは、同条第三号については次に定めるところにより表示しなければならない。

一～三 (略)

(誇大広告等の禁止)

第四十二条 法第五十四条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

一～二 (略)

三 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の種類、内容若しくは効果  
四～六 (略)

(法第五十四条の三第一項第二号の主務省令で定める場合)

第四十条 法第五十三条第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

第四十一条 法第五十三条の規定により業務提供誘引販売取引について広告をするときは、同項第二号の事項については商品（法第五十一条第一項の商品をいう。次条を除き、以下この章において同じ。）の購入金額若しくは役務の対価の支払の金額又は取引料の金額（商品の購入又は役務の対価の支払と取引料の提供とが併せて行われる場合にあつては、その商品の購入金額又はその役務の対価の支払の金額と取引料の金額との合計額）を明示しなければならない。

2 法第五十三条の規定により業務提供誘引販売取引について広告をするときは、同項第三号については次に定めるところにより表示しなければならない。

一～三 (略)

(誇大広告等の禁止)

第四十二条 法第五十四条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一～二 (略)

三 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の種類、効果  
四～六 (略)

(法第五十四条の三第一項第二号の経済産業省令で定める場合)

第四十二条の二 法第五十四条の三第一項第二号の主務省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一・二 (略)

(記録の保存)

第四十二条の三 法第五十四条の三第三項の主務省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(連絡方法の表示)

第四十二条の四 法第五十四条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一・二 (略)

(第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合)

第四十二条の五 法第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

一・二 (略)

第四十三条 (略)

一・六 (略)

七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二

第四十二条の二 法第五十四条の三第一項第二号の経済産業省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一・二 (略)

(記録の保存)

第四十二条の三 法第五十四条の三第三項の経済産業省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(連絡方法の表示)

第四十二条の四 法第五十四条の三第四項の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一・二 (略)

(第五十四条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合)

第四十二条の五 法第五十四条の四第一項第二号の経済産業省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

一・二 (略)

第四十三条 (略)

一・六 (略)

七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九

十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法第三十五条の三の十九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に對抗することができること。

2・3（略）

第四十四条 法第五十五条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（五）（略）

六 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法第三十五条の三の十九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あ

条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に對抗することができること。

2・3（略）

第四十四条 法第五十五条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（五）（略）

六 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係役員提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に對抗することができること

つせん業者に対抗することができると。

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第四十六条 法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

## 第五章 訪問購入

(訪問購入における書面の交付等)

第四十七条 法第五十八条の七第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
  - 二 売買契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
  - 三 売買契約の申込み又は締結の年月日
  - 四 物品名
  - 五 物品の特徴
  - 六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
  - 七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
  - 八 前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 第四十八条 法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

。

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第四十六条 法第五十六条第一項第四号の経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二 契約の解除	<p>一 法第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項</p>	事項	<p>二 売買契約の締結を担当した者の氏名</p> <p>三 売買契約の締結の年月日</p> <p>四 物品名</p> <p>五 物品の特徴</p> <p>六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式</p> <p>七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容</p> <p>九 売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八条の七第三号及び同条第四号の事項</p>
イ 売買契約の相手方からの契約の解除	<p>訪問購入に係る物品の購入価格に関し、法第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶をする者に不利な内容が定められていないこと。</p>	基準	<p>第四十九条 法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。</p>

(新設)

<p>に関する事項</p>	<p>が できない旨が定められていないこと</p> <p>ロ 購入業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における購入業者の義務に関し、民法に規定するものより売買契約の相手方に不利な内容が定められていないこと。</p>
<p>三  その他の特約に関する事項</p>	<p>法令に違反する特約が定められていないこと。</p>
<p>二</p>	<p>書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤字で記載しなければならない。</p>
<p>三</p>	<p>書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。</p>
<p>第五十条</p>	<p>法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。</p>
<p>一 物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等をいう）</p>

(新設)

---

---

以下この条及び第五十五条において同じ。）は、書面により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該購入業者が交付した法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ニ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、

---

---

購入業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ホ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る代金の支払が既にされているときは、その代金の返還に要する費用及びその利息は購入業者の負担とすること。

ヘ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は、申込者等に対し、速やかに当該物品を返還すること。

2| 前項及び法第五十八条の七第六号に掲げる事項は赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

(訪問購入における重要事項)

第五十一条 法第五十八条の十第一項第一号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物品の効能
- 二 物品の商標、製造者名及び販売者名
- 三 物品の購入数量

四 (第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知事項)

(新設)

第五十二条 法第五十八条の十一の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(新設)

一 第三者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 物品を第三者に引き渡した年月日

三 物品の種類

四 物品名

五 物品の特徴

六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

七 その他売買契約の相手方が第三者への物品の引渡し状況を知らしめるために参考となるべき事項

(第三者への物品の引渡しについての通知方法)

第五十三条 法第五十八条の十一の二の規定による通知は、書面

により行わなければならない。

(新設)

2 前項の書面には、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第三者に引き渡した物品は、法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から引渡しを受けた物品であること。

二 第四号の年月日から起算して八日を経過するまでは、当該契約の相手方は当該売買契約の解除を行うことができること。

三 当該契約の相手方が、次号の年月日に法第五十八条の七又は法第五十八条の八の書面を受領していなかった場合及び購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して当該契約

の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて前号の期間を経過するまでに当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該期間を経過した後も、当該契約の相手方は当該契約の解除を行うことができること。

四 購入業者が当該物品の売買契約の相手方に対し、当該契約に係る法第五十八条の八の書面を交付した年月日（その年月日前に法第五十八条の七の書面を交付した場合にあつては、その書面を交付した年月日）

五 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

六 物品を第三者に引き渡す年月日

七 物品の種類

八 物品名

九 物品の特徴

十 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

3 法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方が法第五十八条の十四第一項の規定により当該契約を既に解除している場合、第一項の書面には、当該解除の事実並びに前項第一号及び第五号から第十号までに掲げる事項を記載しなければならない。

4 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

5 書面に記載するに際し、第二項第一号から第四号（第三項に

規定する場合は、当該解除の事実及び第二項第一号)までに掲げる内容については赤字で記載しなければならない。

6 第二項、第四項及び第五項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第五の二によること。

(訪問購入における禁止行為)

第五十四条 法第五十八条の十二第三号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 訪問購入に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方でも誘いをし、迷惑を覚えさせるような仕方でも訪問購入に係る物品の引渡しを受け、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回、解除若しくは法第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶について迷惑を覚えさせるような仕方でもこれを妨げること。

二 老人その他の者の判断力の不足に乗じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。

三 顧客の知識及び経験に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

四 訪問購入に係る売買契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

五 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。

(新設)

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第五十五条 法第五十八条の十四第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 物品の購入価格

二 法第五十八条の十四第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除を行うことができないこと。

三 法第五十八条の十四第二項から第五項までの規定に関する事項

四 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

五 売買契約の申込み又は締結を担当した者の氏名

六 売買契約の申込み又は締結の年月日

七 物品名

八 物品の特徴

九 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

2 | 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 | 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 | 前三項の規定により交付する書面は、様式第六によること。

5 | 購入業者は、法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

(新設)

(通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合)

第五十六条 令第十六条の三第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

## 第六章 雑則

(主務大臣に対する申出の手続き)

第五十七条 (略)

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第七によること。

様式第五 (第五十三条関係)

特定商取引に関する法律第五十八条の十一の二に基づく  
第三者への物品の引渡しについての通知のための書面

この書面は、当該書面を交付する事業者（以下「事業者」という。）が当該書面の交付に際して引き渡す物品が、事業者と訪問購入に係る売買契約を過去に締結した相手方からクーリング・オフされることがあることをお知らせするものです。

(1)引き渡す物品は、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）の対象となる訪問購入に係る売買契約（以下「当該契約」という。）によって事業者が保有するに至ったものです。

(新設)

## 第五章 雑則

(主務大臣に対する申出の手続き)

第四十七条 (略)

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第五によること。

(新設)

(2) 当該売買契約の相手方は、(4)に示す年月日から8日を経過するまでは、当該契約をクーリング・オフできません。

(3) また、事業者が法で定められた書面の交付を当該契約の相手方に行っていない場合及び当該契約につきクーリング・オフを妨げるために事業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、(2)の期間を経過するまでに当該契約の相手方がクーリング・オフできなかった場合は、(2)の期間を経過した後も当該契約はクーリング・オフされることはありません。

(4) 事業者が法で定められた書面を当該契約の相手方に交付した日…

なお、事業者から物品の引渡しを受けた第三者であるこの書面を交付された者の氏名又は名称、住所、電話番号及び今回の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項は、法第五十八条の十一の規定に基づき、当該契約の相手方に対して通知されず。

物品を引き渡す日…

<クーリング・オフされることがある物品>

引き渡す物品の種類…

引き渡す物品名…

引き渡す物品の特徴等…

事業者の名称

印

住所

電話番号

様式第五の二（第五十三条関係）

（新設）

特定商取引に関する法律第五十八条の十一の二に基づく  
第三者への物品の引渡しについての通知のための書面

この書面は、当該書面を交付する事業者（以下「事業者」という。）が当該書面の交付に際して引き渡す物品が、事業者と訪問購入に係る売買契約を過去に締結した相手方から既にクーリング・オフされていることをお知らせするものです。

(1) 引き渡す物品は、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）の対象となる訪問購入に係る売買契約（以下「当該契約」という。）によって事業者が保有するに至ったものです。

(2) 当該契約は既にクーリング・オフされています。当該契約の相手方からの求めに従い、引き渡す物品の返還に際していただく必要があります。

なお、事業者から物品の引渡しを受けた第三者であるこの書面を交付された者の氏名又は名称、住所、電話番号及び今回の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項は、法第五十八条の十一の規定に基づき、当該契約の相手方に対して通知されず。

物品を引き渡す日…

＜既にクーリング・オフされた物品＞  
引き渡す物品の種類…  
引き渡す物品名…  
引き渡す物品の特徴等…

事業者の名称

住所

電話番号

印

様式第六（第五十五条関係）

（新設）

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づく

クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできません。
- (2) クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗すること

とができます。ただし、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることがある旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではありません。

(4) 購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを一切請求することができません。

(5) 物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購入業者の負担となります。

＜クーリング・オフの対象となる契約＞

契約者名…

契約締結日…

契約内容…

契約金額…

購入業者の名称

住所

電話番号

担当者氏名

印

様式第七（第五十七条関係）

（略）

様式第五（第四十七条関係）

（略）

